

平成 17 年 10 月

## 農林水産省ヒアリングにおける質問事項（農業・土地住宅 WG）

### 1 - 1 . 実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進について

#### < 農地転用関係 >

(1) 農地を確保し、その利用や集約を促していくためには、耕作放棄の抑制等に加えて実効性ある農地転用規制を行うことが不可欠であると考える。転用規制は既に非常に厳しく十分機能しているとの貴省の主張であるが、耕作放棄の抑制等のための施策による効果 7 万 ha を織り込んでも、14 万 ha の農地転用が見込まれるため、平成 27 年における農地面積は平成 16 年に比べて 21 万 ha 減少すると推計されており、平成 3 年のピーク時の約半分とはいえ、年間 10 万件に及ぶ農地転用許可の現状を検証し、安易な転用が行われないような規制の在り方を改めて検討する必要がある。また、農地の利用の在り方は、それ以外の土地利用に影響するとともに、食料供給の基盤として国民生活に密接に係る問題であることから、優良な農地の決定や転用の手続は、透明性、中立性等が確保されるべきである。

このような観点から、農業関係者以外の者（例えば学識経験者）の意見が農用地区域等や転用の決定に直接反映されるようにするとともに、農用地区域内農地以外の生産性の高い優良農地についても転用申請前に予め決定しておき、他律的要因による土地の属性の変化は変更等により対応することが適当ではないかと考える。このような考え方について貴省の見解を伺いたい。

具体的には、

- ・転用が原則禁止されている農用地区域等の決定手続の改善（審議会等中立的な第三者機関の関与）
  - ・転用申請があつて初めて決定されている生産性の高い優良農地（甲種・第 1 種）等の事前決定
  - ・農業委員会等の委員構成の見直し等による第三者機能の強化 等
- の施策が考えられるが如何。

(2) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）<別表 1 > (5)（競争力ある農林水産業への転換）の中の「・農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。」とあるが、貴省の対応状況を具体的に伺いたい。

(3) なお、農地の転用許可申請があつた場合、農業委員会は意見を付して都道府県知事

に送付することになっているが、当該審議内容及び農業委員会の委員名簿の公開状況等（ホームページでの公開状況を含めて）に関してご教示願いたい。

<農地の権利制限関係>

(4) 本年6月に実施した「規制改革・民間開放集中受付月間」で要望のあった「農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地取得・保有の容認」に関し、当方からの再検討要請に対して、株式会社の場合、短期間で十分な利益があがらなかった場合や農業生産以外の目的で農地を利用する方が利益をあげるためには有利であると判断した場合には、株主の意向により経営方針の変更や営農中止を余儀なくされる可能性が高い、安易に農地の権利取得に当たってのチェックを緩和・撤廃すれば、非効率な農地利用や真面目に耕作する気持ちのない者による農地の取得が横行し、耕作放棄等による農地の減少傾向を助長しかねない、との理由で貴省より対応不可との回答があつたが、個人の農家も事業から撤退し、転用や耕作放棄を行っている中で、それとの比較において株式会社が不適当であるとの定量的な実証に基づいた回答をいただきたい。

また、株式会社の場合、従業員も含めた組織全体として見れば、貴省から指摘があつた農地の権利取得のための要件となる 農地をきちんと耕作し、必要な農作業にきちんと従事し、効率的に耕作することは十分可能であると考えられる。換言すれば、そのような条件を満たすと判断される場合は、経営主体の如何にかかわらず、農地の取得・保有を認めるべきと考えられるが如何。

(5) 同じく本年6月に実施した「規制改革・民間開放集中受付月間」で要望のあった「農業生産法人の設立要件（役員要件、構成員要件）の緩和」に関し、当方からの再検討要請に対して、法人の取得する農地をきちんと継続的に農業の用に供することが確保される形態である必要があり、業務執行役員について一定程度法人の行う農業に従事すべきこと及び構成員の3/4以上（認定農業者の場合1/2以上）が農業関係者であることを要件としており、この要件を緩和することは農地の利用の確保が担保されなくなることから困難であるとの理由で貴省より対応不可との回答があつたが、現在の役員要件（役員の過半は年間150日以上の農業従事）構成員要件（当該構成員（出資者）の過半が農業関係者）の根拠（150日、過半の算定根拠等）や、欧米諸国の法人経営の要件との比較等についてもあわせて、回答いただきたい。また、現行においても、土地持ち非農家のみならず、自給的農家等においては農業従事日数が年間150日に満たない場合はないかどうかご教示いただきたい。

(6) 上記の関連で、リース方式による株式会社等の農業参入の全国展開が本年9月より施行されており、貴省はその状況を見極めることが必要と主張されているが、同方式

では、特にその対象が耕作放棄地等に限定されているため、荒廃した土地の回復には、多額の初期投資がかかることをはじめとして多くの問題点がある旨、リース特区制度の利用者から指摘されており、例えば、このリース方式の対象を全ての農地とするとの問題点等について貴省の見解を伺いたい。

#### 1 - 2 . 担い手への直接支払制度について

- (1) 現在、貴省で検討されている担い手への直接支払制度について、具体的な内容、実施に至るまでのスケジュールについて伺いたい。
- (2) 特に、一定の要件に該当する担い手のみに対象を限定する際の、当該要件の詳細な内容（対象者、経営規模、対象品目等）とその考え方について、最新の検討状況を踏まえ回答いただきたい。なお、報道によれば、経営面積に関し、認定農業者では北海道 10ha、都府県 4ha、集落営農組織で 20ha（中山間地域では 10ha）等であるが、都道府県知事の判断で基準を緩和できるといった地域の実情により柔軟性を持たせる案も検討されているとのことであるが具体的に伺いたい。
- (3) 上記の直接支払制度が、農業の構造改革（特に、担い手への農地の集積化等）にどの程度結びつくものと想定されているのか、具体的に教えていただきたい。

#### 2 . 農協の在り方を含めた農業関連流通等の改革について

- (1) 農協の経済事業改革に対する貴省の最新の検討状況について、以下の諸点を含めて回答いただきたい。
  - ・特に本年 7 月に公表された中間論点整理（「経済事業のあり方の検討方向について」）以降の検討状況、スケジュール等
  - ・本年 7 月に全農より公表された「新生全農を創る改革実行策」に対する貴省の考え方、評価
  - ・経済事業の主体である各単位農協と全農等系統上部組織の在り方
  - ・共同購入事業における生産資材価格等の引下げ方策
  - ・複数段階での手数料の削減方策並びに農協系統の果たす機能に応じた手数料の設定の考え方
  - ・農家の手取りを増やすための農協としての農産物の販売力強化策
  - ・地産地消、直販等への農協の取り組み状況（単位農協が、全農等を経由せず、出荷している状況等）

- ・本年 11 月末を目途に取りまとめられる農協系統の販売事業改革の方向に関する検討状況
- ・農協系統の事業・組織の見直しに伴う人員削減計画の検討状況

(2) 農業関連流通の合理化・効率化のためには、既存の農協とそれ以外の主体との競争環境の整備が重要と考えるが、以下の諸点を含めて貴省の見解をお伺いしたい。

- ・農協関係における独占禁止法の不公正な取引方法のガイドライン化
- ・農業に関する補助金が農協経由以外でも活用されるようなインターネット上での情報提供等の体制整備
- ・農協が行なっている各事業への新規参入が妨げられないための措置( 法令違反事例、苦情等への体制整備等 )
- ・既存の農協以外の農業者(個人、組合、法人等)による直販を含めた流通ルートの多様化に対する促進策

(3) 農業関連流通の合理化・効率化を通じて農業の競争力を強化するためには、農協の経済事業の抜本的かつ迅速な改革が必要である。そのためには、他事業による赤字補填を除いた経営の実態を詳らかにするとともに、第三者によっても検証可能とすることが重要である。このような考え方について貴省の見解を伺いたい。

具体的には、

- ・事態を反映した部門別区分経理の徹底(管理費の細目についても区分経理)及び当該情報の外部(准組合員、員外利用者、潜在的利用者等)へも情報提供
- ・外部の第三者(公認会計士)による監査 等

の施策が考えられるが如何。